

船舶インシデント調査報告書

平成30年6月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年12月12日 13時10分ごろ
発生場所	愛知県美浜町野間 ^{のま} 埼北西方沖 野間埼灯台から真方位322° 4.1海里付近 (概位 北緯34° 48.7′ 東経136° 47.6′)
インシデントの概要	押船第六十八さだ丸は、バージかいせいを押航中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年3月5日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第六十八さだ丸、141トン 136806、盛徳海運建設株式会社 B バージ かいせい、約2,383トン なし、盛徳海運建設株式会社
乗組員等に関する情報	機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	A船は、船長及び機関長ほか5人が乗り組み、B船を押航中、逆転減速機の潤滑油圧力低下の警報が鳴り、主機の回転数が低下し、主機の運転ができなくなった。 A船は、機関室床板上方の‘逆転減速機の潤滑油系統の配管’（以下「本件配管」という。）に亀裂が生じ、潤滑油が漏えいしていた。 A船及びB船は、船舶所有会社が手配したタグボートにより三重県鳥羽市鳥羽港にえい航された。 A船は、着岸後、機関整備業会社が本件配管を点検したところ、本件配管の振れ止め金具が外れ、振動により本件配管に亀裂が生じたことが判明した。 本件配管は、機関室床板の上下方向に配置されており、同床板の下方に設置されていた振れ止め金具が確認しにくい状況であったので、同金具の定期的な点検が行われていなかった。
分析	A船は、本件配管の振れ止め金具が外れ、振動により本件配管に亀裂が生じたことから、潤滑油が漏えいして主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、A船が、本件配管の振れ止め金具が外れ、振動により本件配管に亀裂が生じたため、潤滑油が漏えいして主機の運転

	ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 逆転減速機の潤滑油系統において、振れ止め金具の取付け具合、配管の外観の点検等、定期的に点検を行い、必要に応じて措置を採ること。